

意見公募要領

1 意見公募対象

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申（案）

2 資料入手方法

意見公募対象については、準備が整い次第、総務省ホームページ（<http://soumu.go.jp>）「報道発表」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて報道資料を配布するものとします。

3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に必要事項（氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

（1）郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室調整係 あて

併せて、意見の内容を保存した磁気・光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の磁気・光ディスク等の条件は、次のとおりです。

○磁気ディスク：3.5インチ、2HD

光ディスク：コンパクトディスク

光磁気ディスク：MOディスク

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）

○磁気・光ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載したラベルを貼付してください。

なお、送付いただいた磁気・光ディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承願います。

（2）FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-5848

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室調整係 あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

(3) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： setsuzoku@ml.soumu.go.jp

(注) 迷惑メール防止のため、メールアドレスの一部を変えています。「@」を「@」に置き換えてください。

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室調整係 あて

※メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト社Wordファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。））として提出してください。

なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

4 意見提出期限

平成21年9月7日（月）午後5時（必着）（郵送の場合も、平成21年9月7日（月）必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出された意見は、総務省ホームページ（<http://www.soumu.go.jp>）の「報道資料」欄及び電子政府の総合窓口[e-Gov]（<http://www.e-gov.go.jp>）の「パブリックコメント（意見募集中案件一覧）」欄に掲載するほか、総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課にて配布します。

御記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、意見提出者名（団体名及び団体の代表者名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）及び意見提出者（個人を含みます。）の属性を公表する場合があります。団体名及び団体の代表者名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

意見書

平成 年 月 日

情報通信審議会

電気通信事業政策部会長 あて

郵便番号

(ふりがな)

住所

(ふりがな)

氏名(注1)

電話番号

電子メールアドレス

情報通信審議会議事規則第5条により、平成21年8月6日付け情審通第57号で公告された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

章		具体的内容
第1章 はじめに	1. 接続制度について	
	2. 電気通信市場における環境変化	
	3. 今回の検討事項	
第2章 モバイル市場 の公正競争環 境の整備	1. 第二種指定電 気通信設備制度 の検証	(1)規制根拠・規制内容
		(2)アンバンドルや標準的接 続箇所の考え方
		(3)接続料算定の考え方
		(4)接続料算定と規制会計の 関係
		(5)その他
	2. モバイルネット ワークインフラの 利活用	(1)鉄塔等の設備共用ルール
	(2)ローミングの制度化	
第3章 固定ブロード バンド市場の 公正競争環境 の整備	1. FTTxサービ ス	(1)FTTHサービスの屋内配 線
		(2)ドライカッパのサブアンバ ンドル(FTTRサービス)
	2. DSLサービス	(1)電話重畳型DSLサービスの 事業者名申込み
		(2)回線名義人情報の扱い (洗い替え)
	3. 固定ネットワ ークインフラの利 活用	(1)中継ダークファイバの空き 芯線がない区間でのWDM装 置の設置
		(2)中継ダークファイバに係る 経路情報の開示
第4章 通信プラット フォーム市場・コ ンテンツ配信 市場への参入 促進のための 公正競争環境 の整備	1. 通信プラット フォーム機能のオ ープン化	(1)移動網の通信プラットフ ォーム機能
		(2)固定網(NGN)の通信プラ ットフォーム機能
	2. 紛争処理機能 の強化等	(1)電気通信事業紛争処理委 員会の紛争処理機能の強化
		(2)その他電気通信事業法上 検討すべき課題

第5章 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方	1. 接続料算定上の課題	(1)指定事業者と非指定事業者の接続料水準差	
		(2)ビル&キープ方式	
		(3)その他	
	2. 固定通信と移動通信の融合時代等における接続ルールの在り方		
第6章 おわりに			

<記載要領>

「具体的内容」欄に御意見の具体的内容を御記入ください。